

令和 9 年度（2027 年度）熊本県立高等学校入学生の 学習者用端末販売に係る業務協定締結事業者公募実施要領

1 概要

- 県立高等学校で生徒が学習活動に使用する学習者用端末（以下「端末」という。）は、令和 8 年度（2026 年度）入学生以降、生徒及び当該生徒の保護者（以下「保護者等」という。）の費用負担により導入している。
- 端末の購入にあたっては、県と協定を締結した事業者が運営する EC サイト（※）を通じて、保護者等が協定事業者から端末を購入することとしている。
※事業者が構築・運営し、県が定めた仕様を満たす端末を、保護者等が直接購入できる専用ウェブサイト。
- 今般、令和 9 年度（2027 年度）入学生向けの端末について、EC サイトの開設・運営、保護者等への端末販売を行う事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定する。

2 県と事業者が締結する協定の概要

①名称

- ・ 令和 9 年度（2027 年度）熊本県立高等学校入学生の学習者用端末販売に係る業務協定

②目的

- ・ 令和 9 年度（2027 年度）に熊本県立高等学校に入学する生徒（以下「生徒」という。）及び当該生徒の保護者が、充実した機能と保証が付帯された端末を確実かつ低コストで購入することができ、安心して ICT を活用した学習に取り組むことができる環境を整備することを目的とする。

③協定の内容

- ・ 協定期間：協定締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで
- ・ 内容：別紙 1（業務協定仕様書）のとおり
- ・ 協定書は、協定書本文に別紙 1 等の関係仕様書を添付し、協定書として県及び事業者で締結する。

④その他

- ・ 協定書は、本公募で選定した事業者と県で協議の上、決定する。なお、協定書の例は、参考資料（協定書本文の例）のとおりとする。
- ・ 本協定に基づく各業務に係る費用は、「3」で掲げる県補助金を除き、事業者の負担とする。

3 県補助金の活用について

- 保護者等が購入した学習者用端末 1 台につき 15,000 円の「熊本県立高等学校学習者用端末購入費補助事業費補助金」（以下「県補助金」という。）を事業者に交付する予定としている。補助金額は公募時点の金額であり、変更となる場合がある。

【実施要領】

- 県補助金の交付決定は令和 8 年度（2026 年度）を予定しており、交付決定後に保護者等への端末の販売（売買契約締結）が可能となる。
- なお、県補助金の支払（県から事業者への県補助金の振込）は、保護者等への端末の販売が完了した後となり、令和 9 年度（2027 年度）を予定している。

4 本公募に関するスケジュール（令和 8 年度（2026 年度））

- ① 募集開始：令和 8 年（2026 年）6 月 15 日（月）
 - ② 質問受付期限：令和 8 年（2026 年）7 月 3 日（金）午後 3 時
 - ③ 参加申込書の提出期限：令和 8 年（2026 年）7 月 3 日（金）午後 3 時
 - ④ 企画提案書の提出期限：令和 8 年（2026 年）7 月 16 日（木）午後 3 時
 - ⑤ 審査会の開催（予定）：令和 8 年（2026 年）7 月 23 日（木）
- ※ 審査会の日時等の詳細及び結果については、別途県から各事業者へ通知する。

5 本公募への参加要件

- 本公募へ参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、①～⑧に掲げる要件を全て満たす法人であること。
 - 複数の事業者で一つのグループを構成して本公募へ参加する場合、当該グループは「共同事業者」として取り扱う。共同事業者の場合、①～⑦は共同事業者を構成する全ての事業者、⑧は共同事業者を構成する事業者のうち少なくとも 1 事業者以上（※）が要件を満たすこと。
※ EC サイトを運用する事業者は、⑧の要件を必ず満たすこと。
- ① 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - ④ 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは第 4 号に規定する暴力団密接関係者又は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当しないこと。
 - ⑤ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
 - ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに協定締結事業者として不適当と認められないこと。
 - ⑧ 「ISO/IEC27001」の認証を受けていること。または「プライバシーマーク」を取得していること。

6 共同事業者に関する要件

- 共同事業者として本公募に参加する場合、①～⑤の要件を全て満たすこと。
- ①共同事業者の代表者（以下「代表事業者」という。）を決めること。
- ②共同事業者を構成する事業者は、本公募の他の共同事業者の構成員とならないこと。
- ③共同事業者を構成する事業者は、当該共同事業者とは別に単独で本公募に参加しないこと。
- ④共同事業者が提案する端末は1機種（同一型番）とすること。
※共同事業者を構成する事業者員ごとに異なる端末を提案することは不可。
- ⑤県との協定締結に当たっては、代表事業者が協定を締結すること。

7 事業者の選定方法

- 県と協定を締結する事業者は、参加事業者の提案内容を審査する「審査会」において、最も優れた提案をした事業者を「協定締結事業者」として選定する。

①審査会の開催日等（予定）

- ・日時：令和8年（2026年）7月23日（木）
- ・場所：熊本県庁内の会議室

※詳細は参加事業者へ別途通知する。

②審査会の実施方法

- ・後述する「企画提案書」の内容について、参加事業者は対面でプレゼンテーションを行う（ウェブ会議によるプレゼンテーション実施は不可）。
- ・プレゼンテーションに当たっては、県が大型モニター及びHDMIケーブルを準備するため、参加事業者は当該モニターへ企画提案書のデータを投影するためのパソコンを持参し、プレゼンテーションで使用する。
※紙媒体の企画提案書は使用不可とする。審査員は、事前に県へ提出した企画提案書のデータを各審査員のパソコン及び当該モニターで閲覧しながらプレゼンテーションの審査を行う。
- ・プレゼンテーションの時間は20分とする。また、プレゼンテーションの後、審査員からの質疑応答の時間を15分程度予定している。
- ・審査会への参加人数は4名までとする。

③事業者の選定方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき採点した各審査員（5名）の合計点が、満点の6割以上の得点となっており、かつ合計点が最も高かった参加事業者を協定締結事業者として選定する。なお、最も高い合計点が複数の事業者に発生した場合、事業者の選定は、審査員の協議によって決定する。
- ・審査結果は参加事業者へ文書により通知（電子メールで送付）する。

④留意事項

- ・県から追加で資料提出を求められた場合（※）を除き、審査会当日の資料追加は不可とする。なお、企画提案書提出後に提案内容を変更する場合（誤謬訂正を含む）には、プレゼンテーション内で口頭説明すること。

※提案の実現性を確認するために、必要に応じて県から参加事業者へ追加資料の提出を求められることがある。

- ・参加事業者が1事業者だった場合においても、審査会は開催する。

⑤審査基準

項目	配点	基準（審査のポイント）
ア 業務の実施体制	15	<input type="checkbox"/> 本業務を担当する支店や部署、専任の担当者の経歴や人数、関係事業者との連携体制など、万全な体制を構築しているか。 <input type="checkbox"/> 生徒・保護者や学校からの問合せに迅速かつ丁寧に対応できる体制が構築されているか。 <input type="checkbox"/> 事業者（共同提案の場合は代表事業者）は類似業務の実績があるなど、本業務に対応できる企業体か。
イ スケジュール	10	<input type="checkbox"/> 端末の確保、県・各学校との調整、ECサイトの開設や運用、保護者等への販売、学校への納品など、業務全体のスケジュールが具体的に示されているか。 <input type="checkbox"/> 県や各学校、メーカーなど関係者との調整に必要な期間を十分に考慮しているか。
ウ ECサイト	10	<input type="checkbox"/> 端末の販売実績があるECサイトであり、セキュリティ対策や障害時の対応は十分に構築されているか。 <input type="checkbox"/> 仕様書で示す要件を満たしており、生徒や保護者へのサポート体制が構築され、円滑に購入できる構成か。
エ 端末本体	15	<input type="checkbox"/> 学校での導入実績が多い端末か。 <input type="checkbox"/> 仕様書の要件を満たしており、CPUやメモリに過不足が無く、堅牢性・耐久性は優れているか。 <input type="checkbox"/> 必要な台数（9,000台）が確実に確保されているか。
オ 販売価格	20	<input type="checkbox"/> 令和8年度入学生向けの端末価格（49,900円）を考慮した価格設定となっているか。 <input type="checkbox"/> 幅広い決済手段や分割払いなど、購入時の費用負担を可能な限り軽減しているか。
カ 保証内容	15	<input type="checkbox"/> 端末故障時に幅広く対応できる保証となっているか。 <input type="checkbox"/> 修理等の手続が簡易であり、生徒・保護者や学校の負担減につながっているか。 <input type="checkbox"/> 保証内容が分かりやすく提案されているか。
キ キットニング	5	<input type="checkbox"/> 仕様書で示す要件を満たしており、納品時の学校の負担増にならないよう配慮した提案となっているか。
ク その他	10	<input type="checkbox"/> 昨今の物価上昇やメモリ・CPU不足などの動向を踏まえ、確実に端末を調達できる提案がなされているか。 <input type="checkbox"/> 仕様書に記載した要件以外に、事業者からの有益な提案がなされているか。
合計点（満点）		100点

8 質問について

- 本公募について質問がある場合、様式 1（質問書）を電子メールにより提出し、電話により連絡をすること。

【提出期限】 令和 8 年（2026 年）7 月 3 日（金）午後 3 時まで

- 提出に当たっては、電子メールの件名を「【事業者名】学習者用端末販売業務に係る公募への質問」とすること。
- 質問の内容及び回答は、県教育委員会ホームページで公表する。その際、質問した事業者名は公表しない。

9 参加申込書の提出方法

- 本公募への参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、様式 2 及び 3 には、法人の代表者印を押印すること。
 - ・様式 2：参加申込書
 - ・様式 3：申立書
 - ・様式 4：事業者概要
- 共同事業者による提案の場合、様式 2-2（共同事業者構成書）及び様式 2-3（委任状）を添付すること。なお、当該様式には、法人の代表者印を押印すること。
- 参加申込書等を県へ提出した後、要件を満たしているか確認したうえで、各事業者へ参加決定等の結果を電子メールにより通知する。

【提出期限】 令和 8 年（2026 年）7 月 3 日（金）午後 3 時まで

【提出方法】 紙媒体：郵送又は持参で 1 部提出

※郵送する場合、郵送した旨を事前に電話にて連絡すること。

10 企画提案書の提出

- 「9」で参加決定の通知を受けた事業者は、企画提案書を提出すること。

【提出期限】 令和 8 年（2026 年）7 月 16 日（木）午後 3 時まで

【提出方法】 紙媒体（2 部）及び電子データ（電子メール）

※電子データは、別システム（行政業務支援システム）を利用して受領するため、提出時に電子メールにより連絡すること。
- 企画提案書は、次に掲げる内容に沿って作成すること。
 - ①**規格**：A4・横向き・30 ページ以内（表紙及び目次を除く）
 - ②**表紙**：本公募の名称及び「企画提案書」の記載、参加事業者の名称（法人名）、参加事業者の本社等所在地、参加事業者の担当者（役職・氏名・電話番号・メールアドレス）を記載すること。
 - ③**目次**
 - ④**提案内容**：各ページの右下にページ番号を記載すること。なお、提案内容の記載に当たっては、7⑤の審査基準を参照した上で、訴求内容が明確かつ平易となるよう工夫すること。

ア) 業務の実施体制

- ・ 図表等を用いて分かりやすく記載すること。

イ) スケジュール

- ・ 協定締結事業者として決定を受けた後、県との協定締結から各学校への納品まで、一連のスケジュールが確認できるよう作成すること。

ウ) EC サイト

- ・ 仕様書の要件を満たしていることを説明した内容を記載すること。
- ・ ECサイトのイメージを掲載し、どのようなウェブサイトなのか、視覚的に分かりやすく記載すること。

エ) 端末本体

- ・ 仕様書の要件を満たしていることを説明した内容を記載すること。
- ・ 端末本体の画像やスペックの詳細など、端末の具体性を把握できるよう工夫すること。
- ・ 端末の製造から調達までのサプライチェーンの概要を記載すること。

オ) 販売価格

- ・ 保護者等への販売価格を明示すること。
- ・ 金額は消費税及び地方消費税込みで記載し、県補助金（1台 15,000円）を控除した金額とすること。

カ) 保証内容

- ・ 仕様書の要件を満たしていることを説明した内容を記載すること。
- ・ 端末故障時の保証の範囲や実際に修理依頼があった際のフローなど、具体的な保証内容を記載すること。

キ) キットिंग

- ・ 仕様書の要件を満たしていることを説明した内容を記載すること。
- ・ 各学校への納品方法について、各学校の負担軽減に繋がる工夫があれば、分かりやすく記載すること。

ク) その他

11 その他

- 本公募で使用する言語は「日本語」、通貨は「円」とする。
- 本公募に要する費用は、県補助金を除き、全て事業者の負担とする。
- 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ・ 本実施要領で定める要件を満たしていない場合又は満たしていないことが判明した場合
 - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ・ 提出書類に重大な不備があった場合
- 本公募で協定締結事業者として選定した後、県との協議が整わない場合や本要項で定める要件を満たしていないことが判明した場合、事業者が協定締結を辞退した場合には、審査会での得点が第2位であった事業者を協定締結事業者と選定する。

【実施要領】

- 企画提案書に基づく業務の履行ができなかった場合、損害賠償請求や協定締結事業者としての選定取消等の措置を行う場合がある。

12 各資料の提出先（問い合わせ先）

- 熊本県教育庁教育政策課 教育 DX（ディーエックス）・働き方改革推進室**

【担当】 本田・杉本・上高原

【所在地】 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【電話番号】 096-333-2673（直通）

【メールアドレス】 kyouikujoyouhou@pref.kumamoto.lg.jp